

第3編 地震災害応急対策

目 次

第3編 地震災害応急対策

第1章 初動期の応急活動.....	3-1
第1節 組織体制.....	3-1
第2節 参集体制.....	3-12
第3節 情報の収集・伝達.....	3-16
第4節 災害広報・広聴対策.....	3-30
第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備.....	3-34
第6節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ.....	3-43
第7節 消火・救助・救急活動.....	3-46
第8節 医療救護活動.....	3-52
第9節 応急避難.....	3-56
第10節 二次災害の防止.....	3-63
第11節 緊急輸送活動・交通規制.....	3-69
第12節 避難所の開設・運営.....	3-75
第2章 応急復旧期の活動.....	3-80
第1節 災害救助法の適用.....	3-80
第2節 緊急物資の供給.....	3-83
第3節 保健衛生活動.....	3-88
第4節 要配慮者等の支援対策.....	3-92
第5節 ライフラインの確保.....	3-96
第6節 建築物・住宅応急対策.....	3-99
第7節 農林関係応急対策.....	3-103
第8節 応急教育等.....	3-104
第9節 文化財の応急対策.....	3-109
第10節 廃棄物の処理.....	3-110
第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬.....	3-114
第12節 自発的支援の受入れ.....	3-117
第13節 社会秩序の維持.....	3-120

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織体制

町は、町域内に地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、発生震度に応じた組織動員体制をとるものとする。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 地震時の組織動員の概要

町域で震度4を観測した場合など、地震災害警戒体制とし、災害情報の収集など災害応急対策を実施する。

また、町域で震度5弱以上を観測した場合、町長は自らを本部長として、「斑鳩町災害対策本部」を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

職員は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、発生した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2 斑鳩町防災会議

防災会議は、斑鳩町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正平成26年12月17日条例17号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行う。

資料 3-1-1 斑鳩町防災会議条例、資料 3-1-2 斑鳩町防災会議委員

第3 活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、発生震度に応じた活動体制をとる。

1 震度の判定

震度は気象庁が発表する斑鳩町の震度（斑鳩町の震度が発表されない場合は近隣市町村の震度）及び県防災情報システムによる震度情報によるものとする。

勤務時間外においては、職員が自らテレビ・ラジオ等によって上記の震度情報を収集する。

2 活動体制

(1) 発生した震度に応じて災害対策の活動組織・参集体制を決定する。

体制	動員区分	設置基準	配備内容
地震災害警戒体制	地震災害警戒配備	町域で震度4を観測した場合	災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。 事態の状況に応じて速やかに高次の体制に移行し得る体制とする。
災害対策本部	1号動員	1. 町域で震度5弱・5強を観測した場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒態勢をとり、併せて小災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
	2号動員	1. 町域で震度6弱以上を観測した場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の全員をもって相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

■参考：奈良県

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合
動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 +警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 +警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 +警察部約2,800人 総計約9,300人体制

第4 地震災害警戒体制

町長は、次の設置基準に該当する場合、副本部長又は総務部長を指揮者とする地震災害警戒体制をとるものとし、災害対策本部に準じた体制によって災害応急対策活動を実施する。

1 設置基準

(1) 町域で震度4を観測した場合（自動設置）

2 廃止基準

(1) 町長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

(2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 地震災害警戒体制の組織

ア 地震災害警戒体制の組織体制は、指揮者を副本部長又は総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令に応じて構成する。

イ 副本部長又は総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 地震災害警戒体制会議

副本部長及び各対策部の部長で構成する地震災害警戒体制会議を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。また、必要に応じて本部長が会議に出席する。

ア 協議事項

(ア) 災害応急対策に関すること。

(イ) 各対策部間調整事項に関すること。

(ウ) 動員・配備体制に関すること。

(エ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。

イ 会議の招集

副本部長又は総務部長が必要に応じて招集する。

4 設置及び廃止の通知

副本部長又は総務部長は、地震災害警戒体制をとった場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに、必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第5 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

(1) 町域で震度5弱以上を観測した場合（自動設置）

(2) その他、町長が必要と認めた場合

2 廃止基準

(1) 本部長が、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

(2) 調査の結果、町域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（地震災害警戒配備体制や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(2) 本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、住民生活部長、住民生活部次長、都市建設部長、会計管理者、教育次長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 情報の収集分析、伝達に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (オ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (カ) 住民への避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (キ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ケ) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (コ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (サ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (シ) 災害復旧に関すること。
- (ス) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部総務班は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関に連絡するとともに、情報財政班は住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「斑鳩町災害対策本部」の標識を掲示する。

- (2) 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による腕章を着用するものとする。
- (3) 災害時において災害活動に使用する本部の自動車には別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による標旗をつけるものとする。

7 職務・権限の代行

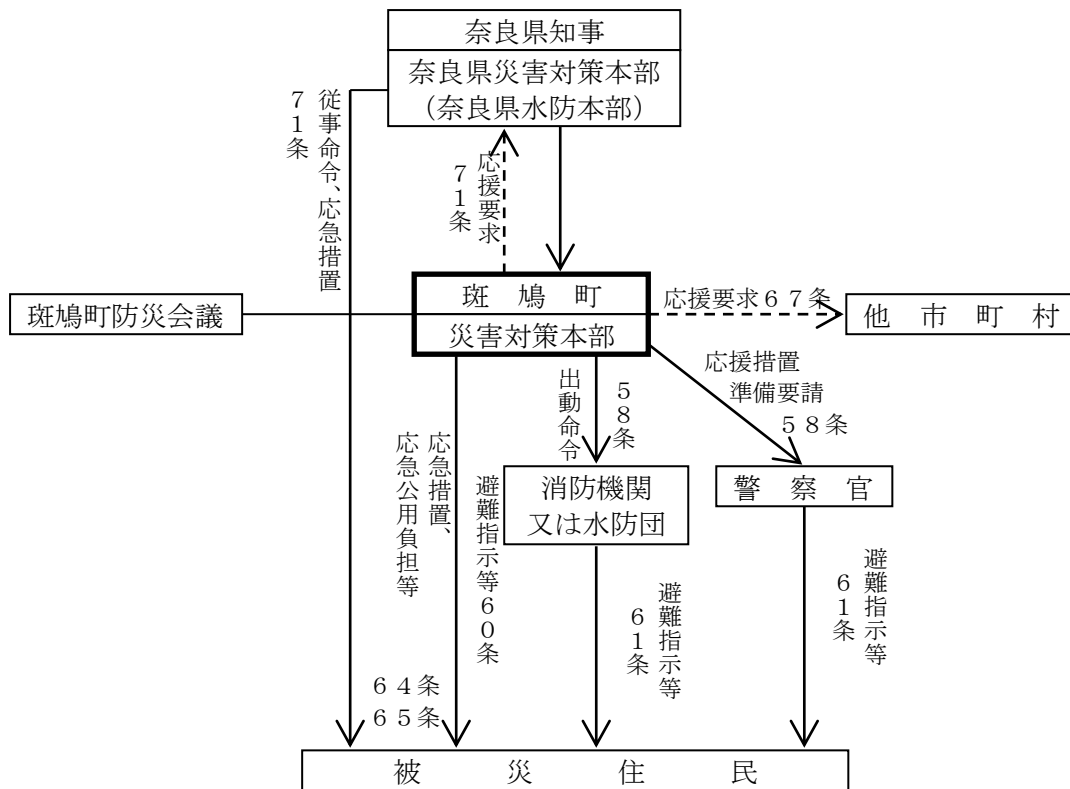
- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長の順位で代行する。
- (2) 本部長（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

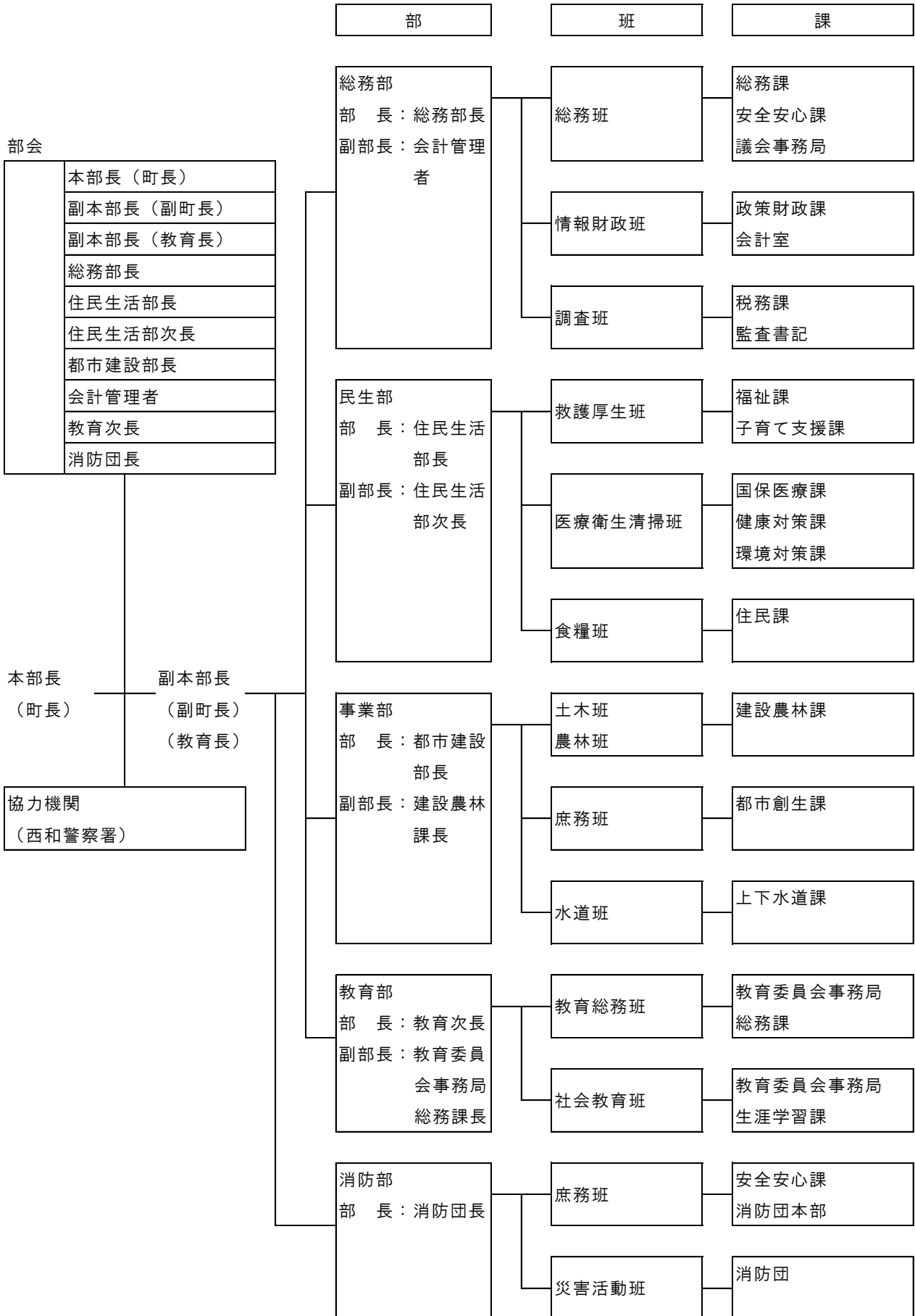
県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

資料 3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例、資料 3-1-4 標識等

【災害対策本部組織図】



【各部の事務分掌】

部	班	所掌事務
<p>総務部 部長：総務部長 副部長：会計管理者</p>	<p>総務班 班長：安全安心課長 副班長：総務課長 副班長：議会事務局長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 各部班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること。 4. 本部職員の非常招集に関すること。 5. 自衛隊の派遣要請に関すること。 6. 無線の管理運営に関すること。 7. 議会との連絡調整に関すること。 8. 緊急輸送車両の確保に関すること。
	<p>情報財政班 班長：政策財政課長 副班長：政策財政課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害状況の集計及び報告に関すること。 3. 災害写真その他広報活動に必要な資料収集に関すること。 4. 災害状況の伝達、報知に関すること。 5. その他広報、情報に必要な活動に関すること。 6. 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 7. 災害に伴う財政計画に関すること。 8. 中小企業者等の被災状況の把握と融資に関すること。
	<p>調査班 班長：税務課長 副班長：税務課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 被災証明書の発行に関すること。 3. 陳情、要望事項のとりまとめに関すること。 4. 人的被害、住家等の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。
<p>民生部 部長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長</p>	<p>救護厚生班 班長：福祉課長 副班長：子育て支援課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関すること。 2. 災害救助の企画、実施に関すること。 3. 災害救助法の手続き及び救助に関すること。 4. 救援物資の受け入れ及び配分輸送に関すること。 5. 保育所園児の避難及び救護に関すること。 6. 協力救護関係機関、救援隊との連絡調整に関すること。 7. 被災者収容施設の応急建築に関すること。

部	班	所掌事務
民生部 部長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長	医療衛生清掃班 班長：国保医療課長 副班長：環境対策課長 副班長：健康対策課長	1. 所管に関する事。 2. 衛生清掃及び医療計画の立案、実施に関する事。 3. 悪疫流行防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、感染症患者保菌者の検査に関する事。 4. 廃棄物の処理に関する事。
	食糧班 班長：住民課長 副班長：住民課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 救助用主食及び副食の供給に関する事。 3. 本部職員及び派遣職員の給食に関する事。 4. 生活必需品、日用品等の斡旋に関する事。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
事業部 部長：都市建設部長 副部長：建設農林課長	土木班、農林班 班長：建設農林課長 副班長：建設農林課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 土木施設災害状況取りまとめ及び報告に関する事。 3. 道路、橋梁、河川等の被害応急復旧に関する事。 4. 応急復旧資材の調達に関する事。 5. 農林産業物、施設の被害調査及び対策に関する事。
	庶務班 班長：都市創生課長 副班長：都市創生課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 災害状況の把握及び判定並びに、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達に関する事。 3. 都市施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
	水道班 班長：上下水道課長 副班長：上下水道課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 上下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 3. 上下水道施設の災害復旧及び資器材調達に関する事。 4. 飲料水の供給確保に関する事。 5. 非常給水に関する事。 6. 他の部との連絡調整、水道無線の管理運営に関する事。

部	班	所掌事務
教 育 部 部 長：教育次長 副部長：教育委員会事務局総務課長	教育総務班 班 長：教育委員会事務局 総務課長 副班長：教育委員会事務局 総務課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 教育施設の被害状況調査及び報告に関する事。 3. 教育全般にわたる災害対策の企画調整に関する事。 4. 応急教育の実施に関する事。 5. 園児、児童及び生徒の避難並びに救護に関する事。 6. 教材、学用品の調達に関する事。 7. 学校給食と食糧班の調整に関する事。 8. 本部及び部内の連絡調整に関する事。
	社会教育班 班 長：教育委員会事務局 生涯学習課長 副班長：教育委員会事務局 生涯学習課長補佐	1. 所管に関する事。 2. 社会教育施設及び文化財の被害状況調査及び報告に関する事。 3. 災害活動に協力する婦人会等の連絡調整に関する事。 4. 社会教育施設に関する対策本部の指示による避難所指定の調整対応に関する事。 5. 社会教育、体育施設の応急修理に関する事。
消 防 部 部 長：消防団長	庶 務 班	1. 所管に関する事。 2. 消防団員の非常招集に関する事。 3. 現場における人員配置及び指揮に関する事。 4. 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。
	災害活動班	1. 所管に関する事。 2. 災害現場における消火、水防、救助活動に関する事。 3. 避難者の誘導その他人命救助に関する事。 4. その他災害防止、鎮圧及び警備に関する事。

第6 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第7 初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）

勤務時間外の災害発生直後から災害対策本部が設置できるまでの間、町は災害対策本部に準じた体制で初期活動を開始する。

1 参集職員

(1) 参集時

ア 参集職員による参集途上での被害状況の収集

「参集途上における被害状況報告書」に記入

イ 人命救助

(2) 参集後

ア 参集人員の確認・調整

イ 災害対策本部設置の準備

ウ 通信手段の確保

(ア) 防災無線の管理

(イ) 災害時優先電話の管理

エ 職員からの被害状況等の収集・集約

オ 住民・団体からの情報収集・集約

カ 車両の確保

キ 県・自衛隊・その他防災関係機関との連絡

ク 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備

ケ 緊急輸送ルート確保、その他交通規制のための準備

コ 活動の記録

サ その他、副本部長及び総務部長の指示事項

2 各施設（小学校等）

(1) 施設の被害状況の把握・報告

(2) 避難所開設の準備（状況把握・報告）

3 奈良県広域消防組合・斑鳩町消防団

人命救助・火災処理（消防水利確保）

4 都市建設部

飲料水確保のための施設応急措置

資料 3-1-5 参集途上における被害状況報告書

第2節 参集体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、発生した震度に応じて職員は参集する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 参集基準

職員の参集配備の基準は次のとおりである。

- (1) 町域で震度6弱以上を観測した場合は2号動員の職員（全職員）が参集する。
- (2) 町域で震度5弱以上を観測した場合、1号動員の職員が参集する。
- (3) 町域で震度4を観測した場合、地震災害警戒配備の職員が参集する。
- (4) その他の場合は、町長の判断する配備体制とする。

第2 配備方法

1 勤務時間内の配備方法

- (1) 連絡体制
各対策部への連絡は、総務部総務班が庁内放送によって行う。
- (2) 活動体制への移行
連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外の参集方法

職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、参集基準に定める震度の地震を確認した場合は、参集配備該当職員（震度6弱以上の場合は、全職員）は、連絡がなくとも直ちに参集する。
なお、交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

3 参集状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。
- (3) 各対策部長は、各班ごとの参集状況を総務部総務班へ報告する。
- (4) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を配備した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

4 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と斑鳩町災害対策本部との連絡にあたる。

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

6 人員の確保

(1) 地震災害警戒配備及び1号動員の配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(2) 2号動員の配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

8 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 参集対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 公務のため管外出張中の場合

(2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

(3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

(5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼した場合

(7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

【標準動員表】

部	動員区分 班 名	地震災害警戒体制	災害対策本部	
		地震災害警戒配備	1号動員	2号動員
総務部	総 務 班	4	全 員	全 員
	情 報 財 政 班	2	全 員	〃
	調 査 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
民生部	救 護 厚 生 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
	医 療 衛 生 清 掃 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
	食 糧 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
事業部	土 木 班 ・ 農 林 班	必要に応じた 体制を整える	全 員	〃
	庶 務 班	必要に応じた 体制を整える	全 員	〃
	水 道 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
教育部	教 育 総 務 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
	社 会 教 育 班	2	係 長 以 上 の 職 員	〃
消防部	庶 務 班	8	8	〃
	災 害 活 動 班		必要に応じた 体制を整える	〃

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生
の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の
随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食糧等の調達

民生部食糧班は災害対策活動従事者への食糧等を協定業者等から調達する。なお、配送については、
被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行
う。

第3節 情報の収集・伝達

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県土砂災害・防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・総務部調査班・各部・関係機関

第1 地震情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の通知基準

気象庁は、次の基準により、地震発生日時、震源の位置、規模及び地域震度、市町村震度（震度観測点のある市町村の区域において観測された最大の震度）を発表する。又、震度5弱以上と予想されるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名も発表することとなっている。また、通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地域の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

県からは、県防災行政無線等により、町、広域消防組合、関係機関へ情報が送られる。

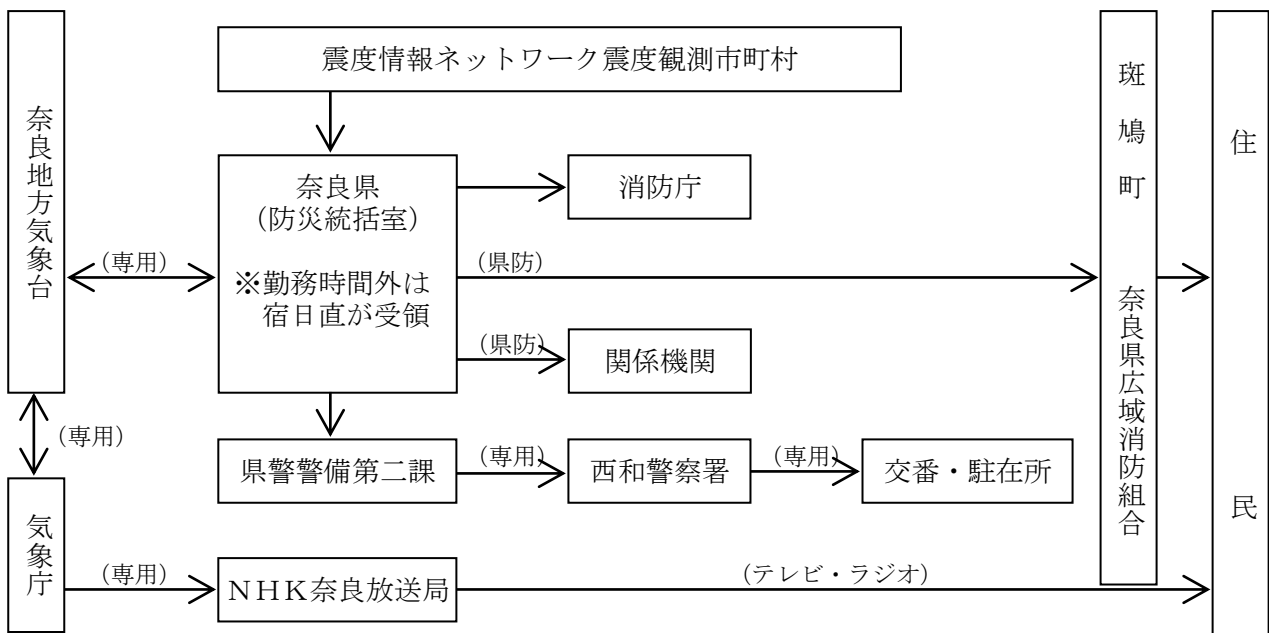
町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

【地震情報等の関係機関への伝達経路】



※（県防）：県防災行政無線 （専用）：専用線又は無線

3 火災情報

(1) 火災発生のお知らせは、通常の場合、住民からの119番通報による。

(2) 電話不通時は、住民から各消防署等への通報による。

4 異常現象の発見及び通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。
- (2) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

異常現象の種類	内 容
水 象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	がけ崩れ、地割れ等
そ の 他	ガス・石油等の流出

第2 情報の収集・伝達系統

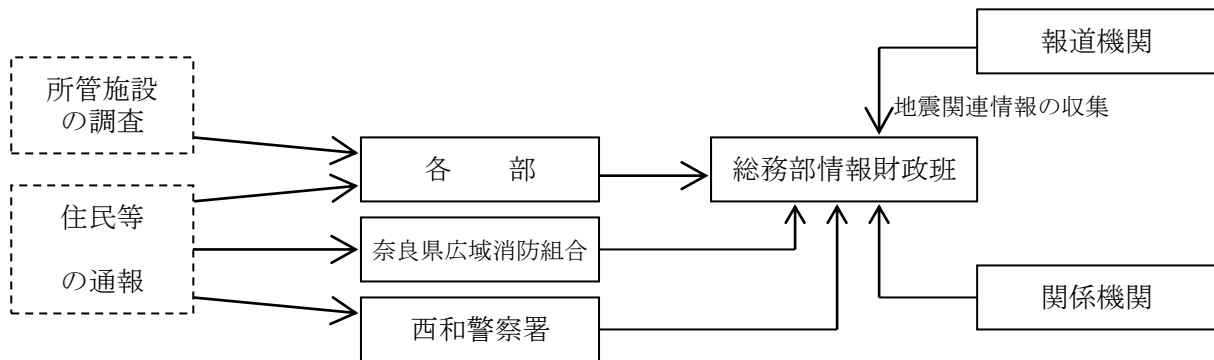
災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、町及び防災関係機関は、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 無線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、緊急速報メール、防災情報メール、インターネット、SNS等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

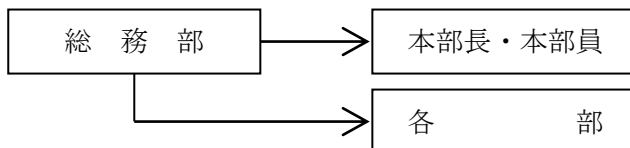
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

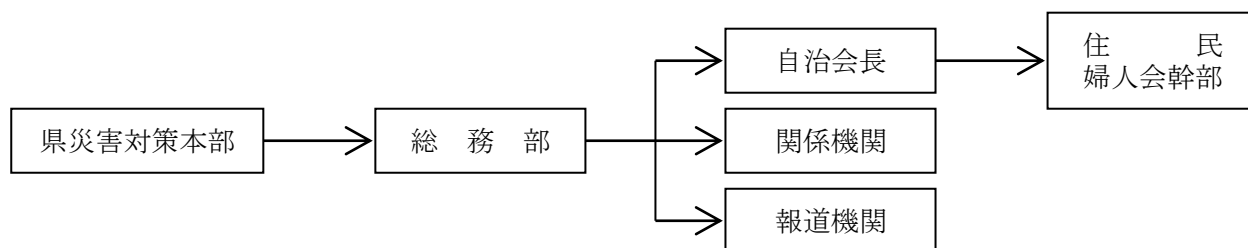


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。なお、要配慮者の被害状況については特に配慮する。また、被害状況に対して執られた措置に関する情報も把握する。

その際、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、県が他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班に報告する。

また、地震が発生した場合において、町職員は参集途上において可能な限り被害状況を把握し、異常があった場合には、参集後速やかに総務部調査班に報告する。

(2) 被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(3) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 建物被害の発生状況
- ウ 火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(4) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。

イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。

ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(5) 被害状況把握の注意事項

ア 被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期すこと。

イ 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期すること。

ウ 要配慮者の被害状況の把握には特に配慮し、「斑鳩町要配慮者支援プラン」に従い実施すること。

2 被害概況の集約

総務部調査班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

全壊・半壊、一部損壊、全焼・半焼、非住家、ブロック塀等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土石流、地すべり、急傾斜地等の状況

エ 道路交通、公共交通機関の状況

オ ライフラインの状況

カ 文教施設、清掃施設の状況

(4) その他

ア 消火・人命救助活動の状況

イ 医療活動の状況

ウ 避難指示等、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

資料 3-1-6 応急被災状況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	全壊(全焼)・大規模半壊・半壊(半焼)・一部損壊等の状況	総務部調査班
	応急危険度判定	事業部庶務班
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)	各所管部
	その他(倉庫、土蔵、車庫、納屋)	各所管部

把握する内容		実施担当
その他被害	田畑の被害状況	事業部農林班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班
	医療機関の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	道路、橋梁の被害状況	事業部土木班
	河川、水路、ため池の被害状況	事業部土木班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	事業部土木班
	上水道施設の被害状況	事業部水道班
	下水道施設の被害状況	事業部水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	ブロック塀の被害状況	—
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	事業部庶務班

4 リ災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	事業部農林班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	事業部農林班

【被害状況等報告基準】

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のもの。

被害項目		報告基準	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。	
	半(半焼)壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。	
	一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	被田畑害の	流失	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 なお、「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 なお、「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 なお、「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	電車等の通行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	

被害項目		報告基準
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被災者	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第 4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と管理責任者は、次のとおりである。

把握する内容		管理責任者	
避難状況	避難地、避難所の状況	斑鳩小学校	学校長
		斑鳩西小学校	学校長
		斑鳩東小学校	学校長
		斑鳩中学校	学校長

把握する内容		管理責任者
	斑鳩南中学校	学校長
	斑鳩幼稚園	園長
	斑鳩西幼稚園	園長
	斑鳩東幼稚園	園長
	たつた保育園	所長
	あわ保育園	所長
	斑鳩中央体育館	生涯学習課長
	斑鳩中央公民館	館長
	斑鳩西公民館	館長
	斑鳩東公民館	館長
	法隆寺国際高等学校	学校長
	消防コミュニティセンター	安全安心課長
	いかるがホール	斑鳩町文化振興財団事務局長
	斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里	福祉課長
	生き生きプラザ斑鳩	健康対策課長
	斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館	総務課長

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報財政班に報告する。
把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	応急給水	事業部水道班
	給食の状況	教育部教育総務班 民生部救護厚生班
	医療救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	民生部医療衛生清掃班 民生部救護厚生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部情報財政班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部情報財政班・調査班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。
また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務部長は、県に対して応援要請を行う。

4 住民の迅速な安否確認と支援情報等の提供

(1) 住民の安否確認・情報提供

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防防第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

1 被害状況・避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	町	
3 福祉関係施設被害	町(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町(県)	県保健所
5 水道施設被害	町	
6 農業生産用施設	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
12 商工関係被害	町(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	町(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	町
16 文教関係施設被害	町(県) 教育委員会	
17 文化財被害	町(県) 教育委員会	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	町
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	町

2 報告基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室に報告する。また、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。なお、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに県に報告を行うものとする。

ア 即報基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (エ) 地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- (オ) 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (カ) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

イ 直接報告基準

町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

3 県への報告要領

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」又は「被害状況即報（第1号様式）」、「災害確定報告」、「災害年報」により、県防災統括室、郡山土木事務所に対して、次の要領により報告を行う。

4 報告区分及び要領

(1) 災害概況即報（早期災害報告様式）

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

(2) 被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告する。ただし知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報（第2号様式）」により報告する。

(5) 被害状況報告

県の所定の様式により、県地域防災計画に定める報告系統に従って町の関係課から遅滞なく報告するものとする。

5 報告を行うことができない場合

通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

資料 3-1-7 被害状況等報告様式、資料 3-1-8 被害状況等の報告系統

資料 3-1-9 被災世帯の認定基準

第7 通信手段の確保

地震発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務部総務班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部総務班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 災害時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、町は西日本電信電話株式会社と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災情報システムを利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部総務班は、関係機関に対し、職員の総務部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部総務班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は県警察（西和警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部総務班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 県警察（西和警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

4 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、町は照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第4節 災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民に対して正確な情報の広報を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・関係機関

第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 斑鳩町

町及び関係機関は相互に連携し、次の事項を中心に広報活動を多様な方法により実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 広報の内容

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震の規模、余震、気象の状況
- (イ) 避難指示等
- (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (エ) 要配慮者及び人命救助の協力呼びかけ
- (オ) 二次災害（土砂災害等）の危険性
- (カ) パニック防止及びデマ情報への注意呼びかけ
- (キ) 町の活動体制及び応急対策始動状況
- (ク) 気象予報・警報に関する情報

イ その後の広報

- (ア) 地震の規模、余震、気象の状況
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
 - a 被災状況とその後の見通し
 - b 避難所及び医療救護所の開設状況
 - c 応急給水及び応急給食等の実施状況
 - d 被災者のために講じている施策
 - e その他必要な事項
- (ウ) 生活関連情報
 - a 電気、ガス、水道及び下水道などライフラインの復旧状況
 - b 食糧品及び生活必需品の供給状況
- (エ) 交通機関の運行・復旧状況
- (オ) 医療機関の活動情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取り扱い
- (ク) 役場業務の再開等に関する情報
- (ケ) その他必要な事項

(2) 広報の方法

- ア 無線放送による地区広報
- イ 広報車、携帯マイク等による現場広報
- ウ 広報紙の掲示、配布等による広報
- エ 避難所への職員の派遣による広報
- オ 自治会等住民組織による広報
- カ 報道機関による広域報道
- キ 防災情報メール等による広報
- ク インターネットによる広報
- ケ SNSによる広報

2 ライフライン事業者

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ア 被災により使用できない区域
- イ 復旧状況及び見込み
- ウ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報の方法

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 利用者相談窓口の開設
- ウ 報道機関への報道依頼
- エ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ア 被災による不通区間の状況
- イ 臨時運行の状況
- ウ 復旧状況及び見込み

(2) 広報の方法

- ア 乗降場での印刷物の配布・掲示
- イ 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ウ 報道機関への報道依頼
- エ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

4 要配慮者への広報

災害弱者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービスやパソコン通信等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による多様な広報活動に努める。

第2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、情報内容の一元化を図るため総務部情報財政班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難指示等の状況
- (5) 住民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

4 要配慮者への配慮

ラジオ放送、手話通訳・文字放送・外国語放送の活用等情報伝達の困難は要配慮者に配慮した広報を行う。

第3 広聴活動の実施

地震によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特別相談窓口を開設する。

2 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関すること。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- (3) 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (4) 要配慮者の福祉に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。

- (7) 被災証明の発行に関する事。
- (8) 悪質震災商法に関する事。
- (9) 上水道・下水道の修理に関する事。
- (10) 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。
- (11) その他生活再建に関する事。

3 実施体制

- (1) 各部から広聴担当者として対応職員を派遣するとともに、関係機関の協力を得ながら、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

4 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備

住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに関係法令や協定に基づき、県、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

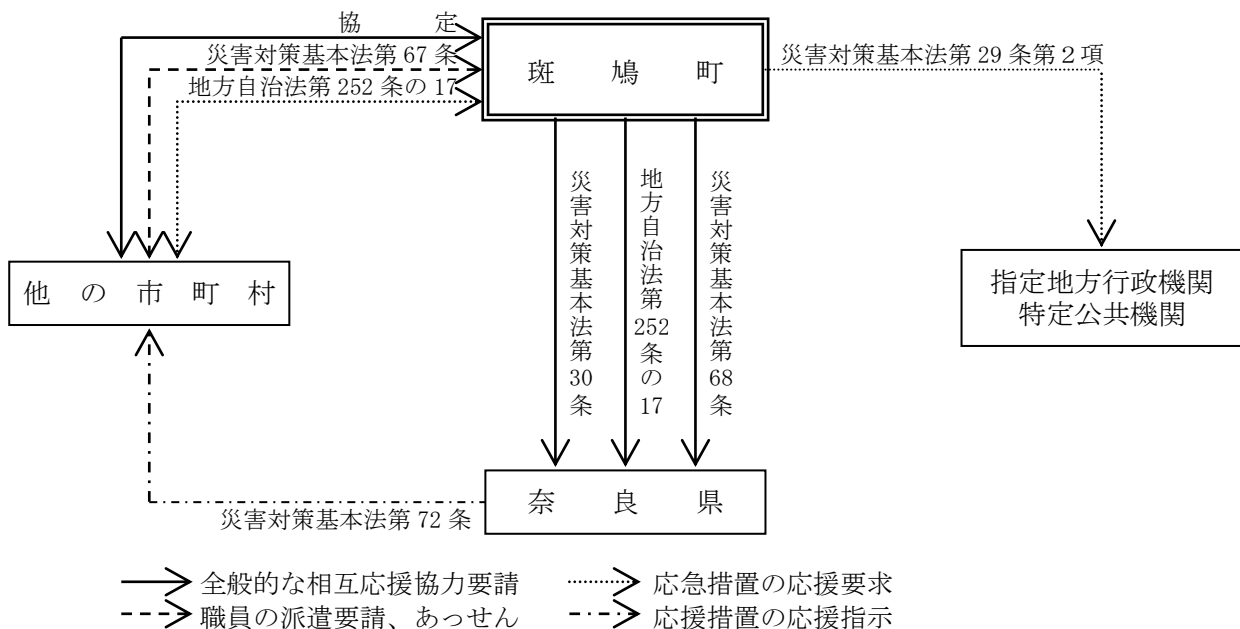
また、県外で災害が発生した場合の支援体制も整備する。

《担当部・機関》

総務部総務班・各部・関係機関

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県、他の市町村及び指定地方行政機関等に応援等を要請する。なお、要請については、総務部総務班が窓口となり実施する。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



第1 行政機関への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条及び地方自治法第252条の17に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条及び地方自治法第252条の17に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- (6) その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 応援の要請

- (1) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

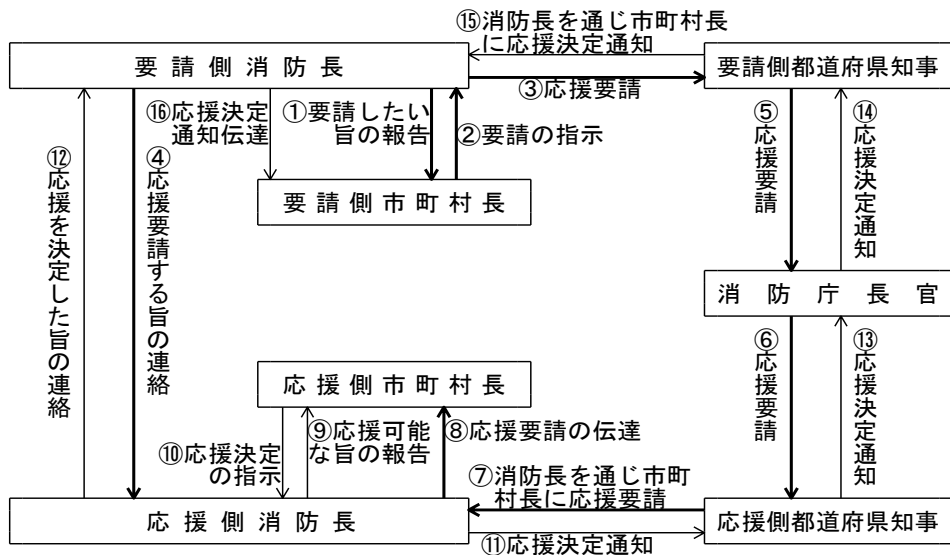
- (2) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、奈良県消防広域相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(3) 広域航空消防の応援要請

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対する出動要請、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を、知事を通じて行う。

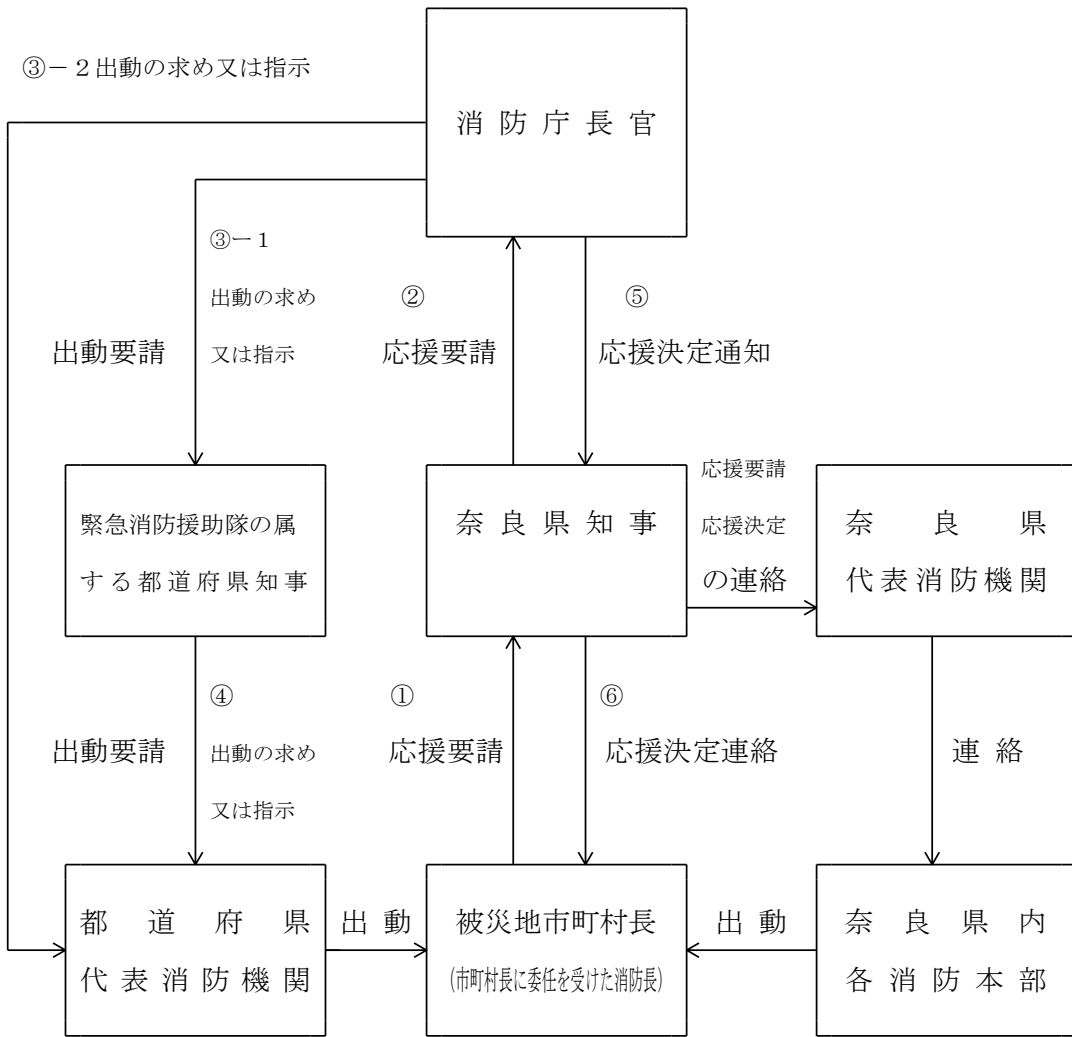
広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



(4) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①② 44条第1項 | ③-2 求め . . . 44条第4項 |
| ③-1 求め . . . 44条第1、2項 | 指示 . . . 44条第5項 |
| 指示 . . . 44条第5項 | ④ 求め . . . 44条第3項 |
| | 指示 . . . 44条第6項 |

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 経費負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第3 職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

1 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、他の地方公共団体、指定地方行政機関、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの）の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条第2項に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人）の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣あっせんに要請する理由
- (2) 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 派遣職員の宿泊施設を確保する。
- (2) 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 民間との協力

応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、公共職業安定所に供給あつせんを依頼するほか、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。

1 公共職業安定所の労働者供給

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもってあつせんの要請をする。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合であって、前述による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、所轄の公共職業安定所に対して必要な労働者の供給あつせんに依頼する。

(1) 依頼する場合の連絡事項

- ア 求人事業所名
- イ 就労の場所
- ウ 従事する作業内容
- エ 賃金の額
- オ 就労時間
- カ 所要人数
- キ その他必要な事項

(2) 従事内容

- ア り災者の安全な場所への避難
- イ 医療及び助産における各種移送業務
- ウ り災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(3) 要員の輸送

災害応急対策実施機関は、要員の毎月の作業就労に際し、要員の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による要員の輸送等について考慮する。

(4) 供給の不足

要員の供給に不足を生じる場合は、所轄の公共職業安定所を通じ、隣接市の公共職業安定所からの供給を依頼し、その確保に努める。

2 要員等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。なお、その種類、執行者及び対象者は、次のとおりである。

(1) 強制命令の種類と執行者

対策作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 71 条	知事、知事より委任を受けた町長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法 24 条 " 25 条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条 1 項 " " 2 項	町長 警察官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防職員 消防団員
救急業務	協力命令	消防法 35 条の 7	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者 水防団長 消防長

(2) 命令対象者

命令区分 (作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による 知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による 町長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による 警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による 消防職員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令	救急事故の現場付近にある者
水防法による 水防管理者、水防団長、消防長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布するものとする。

(5) 実費弁償

町長が災害対策基本法第82条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

(6) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対しては、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

資料 3-1-10 公用令書

3 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定めるものとする。

4 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、防犯協会、民生児童委員協議会などの団体等に対し、救助活動の協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊出し
- カ 医療救護の協力
- キ その他応急救助実施の協力

第5 ヘリコプターの派遣要請及び受入計画

1 県消防防災ヘリコプターの災害時等の出動要請

(1) 出動要請

町は、緊急運航が必要な場合「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

2 ヘリコプター等の受入計画

町はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には H 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (6) 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、町及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

3 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、町は県と連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第6 支援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

1 被災地への人的支援

町は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

2 県内への避難者への受入対応

町は、奈良県への避難者に対して県が行う訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置など、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般についての「とことん親切に対応」に協力する。

第6節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《担当部・機関》

総務部総務班・関係機関

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

1 災害派遣要請要求基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 地震災害や地震火災が発生し、又は発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき
- (3) 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
- (7) その他、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断するとき

2 派遣要請要求手続

- (1) 自衛隊派遣要請要求手続は、総務部総務班が行う。
- (2) 知事への要請要求ができない場合は、町長は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。
- (3) 災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して町長へ上申する。
- (4) 派遣要請依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

3 自衛隊の自主派遣基準

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、県経由又は直接町本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 県の災害派遣要請手続

(1) 派遣要請先

県は次の手順により災害派遣要請手続きを行う。

ア. 陸上自衛隊 第4施設団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)	
京都府宇治市広野町風呂垣外1-1	
通 信 先	第4施設団本部 第3科 総括班 (N T T 電話 内線 235、236、239)
夜 間 連 絡 先	第4施設団本部付隊当直 (当直室) (N T T 電話 内線 223)
N T T 電 話	(0774) 44-0001
N T T F A X	(0774) 44-0001 (交換切替、内線 233) (第4施設団の交換台を呼び出し、内線 233 に 切替えを依頼した後、F A X ボタンを押す)
県 防 災 行 政 無 線	3423 (昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替え)
県 防 災 行 政 無 線 F A X	3473
イ. 航空自衛隊 奈良基地司令 (主として航空自衛隊に関する場合)	
奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校	
N T T 電 話	(0742) 33-3951 (内線 211)
N T T F A X	(0742) 33-3951 (交換切替、内線 403)

(2) 報告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部

奈良市高畑町552

N T T 電 話 (0742)23-7001

(3) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請を行う。

陸上自衛隊 第3師団長 (主として陸上自衛隊等に関する場合)

兵庫県伊丹市広畑1-1

通 信 先 第3師団 第3部 防衛班

N T T 電 話 (0727)81-0021 (内線333)

N T T F A X (0727)81-0021 (交換切替、内線234)

第2 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- (6) 作業計画の連絡調整
自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業箇所別必要人員及び資機材
 - ウ 作業箇所別優先順位
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - オ 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- (7) 派遣部隊到着時の措置
 - ア 派遣部隊と作業計画等の協議
 - イ 知事への報告

3 経費負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとし、町において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第3 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなると判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収要請要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

資料 3-1-11 自衛隊災害派遣等様式

第7節 消火・救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、救助・救急活動及び行方不明者の搜索等を実施する。

《担当部・機関》

消防部災害活動班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 奈良県広域消防組合

1 警備内容

消防警備は通常警備と非常警備に区分する。通常警備とは、平常時における通常火災警備をいう。また、非常警備とは、大火災及び非常災害時等、通常警備で対処できない場合の警備をいう。

2 通常警備

(1) 火災を認知した時は、火災の種別に応じて、出動計画に基づき出動する。

(2) 出動区分

ア 第1出動

火災の認知と同時に行う出動

イ 第2出動

火勢拡大を認知し、消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

ウ 第3出動

第2出動以降において、更に消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

エ 特例出動

火災等の災害において特異な状況により、現場最高指揮者の命によって行う出動

3 非常警備

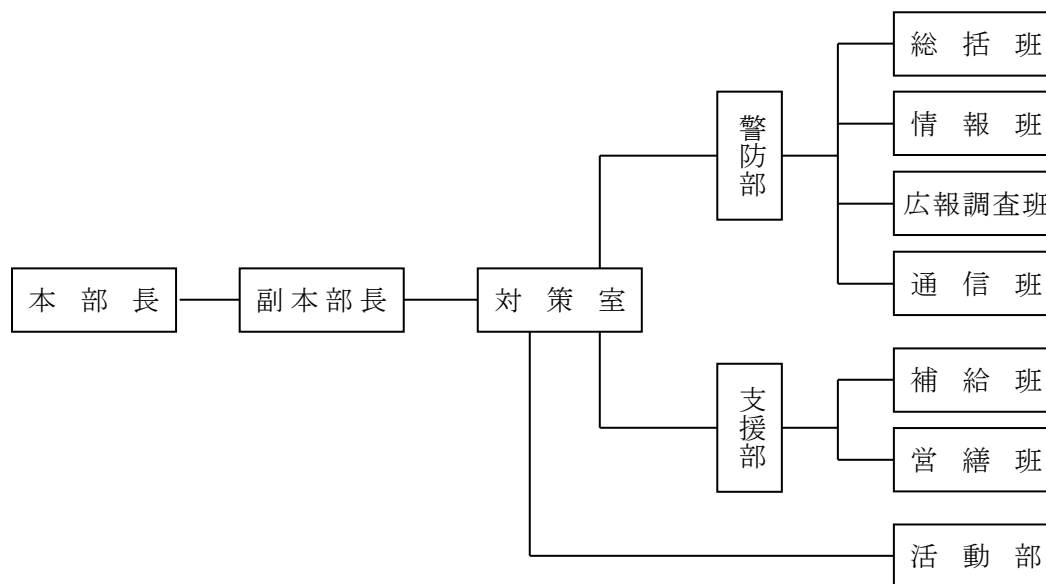
(1) 非常警備体制

消防長は、通常警備体制では、対処できないと認める大火災、震災及び特殊災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常配備を発令し、所要の体制をとる。

ア 非常警備対策本部の設置

消防本部内、又は消防長が指定する場所に非常警備対策本部を設置し、消防長が非常警備対策本部長として、総括的指揮にあたり、各関係機関との連絡調整を密にする。

イ 非常警備対策本部



ウ 非常招集

消防長は現に勤務している職員以外を対象として非常招集を発令し、非常警備体制に必要な職員を緊急に参集させ、災害に対処するために必要な体制を確保する。

エ 参集場所

非常招集を受けた職員は、指定場所を除き各所属場所に参集する。ただし、交通機関の途絶及びその他の障害等により所属場所に参集することが困難な場合は、最寄りの参集可能な場所に参集する。

オ 活動組織の編成

消防本部長が部隊長として命じる指揮に従って、活動部を編成する。

- 1号指令 大火災時における編成
- 2号指令 風水害時における編成
- 3号指令 震災時における編成
- 4号指令 特殊災害における編成

カ 非常招集

- 甲号非常招集 毎日勤務者及び非番職員全員
- 乙号非常招集 毎日勤務者及び非番職員の3分の2
- 丙号非常招集 毎日勤務者及び非番職員の3分の1

キ 招集の方法

有線等で招集を行う。

4 活動体制

(1) 大規模火災

木造建築物の面積及び建ぺい率、消防車両の走行状況、あるいは水利状況等が悪い地区においては、延焼の防止を主に防御体制をとる。また、隊の編成及び水利選定等効率的な運用を図るため警備計画等を樹立する。

(2) 危険物火災等

消防法で定める危険物、火薬類、ガス類及び毒劇物等の防御にあたっては、その特性及び量等から冷却消火、化学消火、窒塞消火及び除去消火等を講じ、周辺への延焼防止等にあたるとともに、

消防警戒区域等を設定し、関係者以外の立入り禁止及び周辺住民を避難させる等の処置をとるほか、警備計画等の樹立を図り不測の事態に備える。

(3) 断・減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺部の消火栓及び自然水利等を併用して防御にあたるが、地震等により広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・河川・ため池等を活用する。

(4) 段階的防ぎよ方針

ア 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎよする。

ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

5 情報の収集、伝達及び広報

町及び消防機関は、災害の状況等について情報を収集するとともに、次の事項について住民等に広報活動を行う。

(1) 被害状況

(2) 災害状況

(3) 災害対策本部からの伝達事項

(4) その他必要と認める事項

6 応援の要請

(1) 消防組合は、大規模な火災等の自然災害及び高層建築物火災等に対処するため県下各市町村と広域消防相互応援協定を締結しているほか、隣接各市町村と消防に関する相互応援協定を締結し、活動体制の万全を図っている。

(2) 町は、単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者搬送用ヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他の市町村等に応援要請する。その際、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。

(3) 要請する場合は、応援部隊の集結場所、所要の台数及び人員、誘導員等の派遣等の点について明示するとともに、次の受入体制を整備する。

ア 応援消防隊の集結場所、誘導方法の明確化

イ 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

エ 資機材の手配

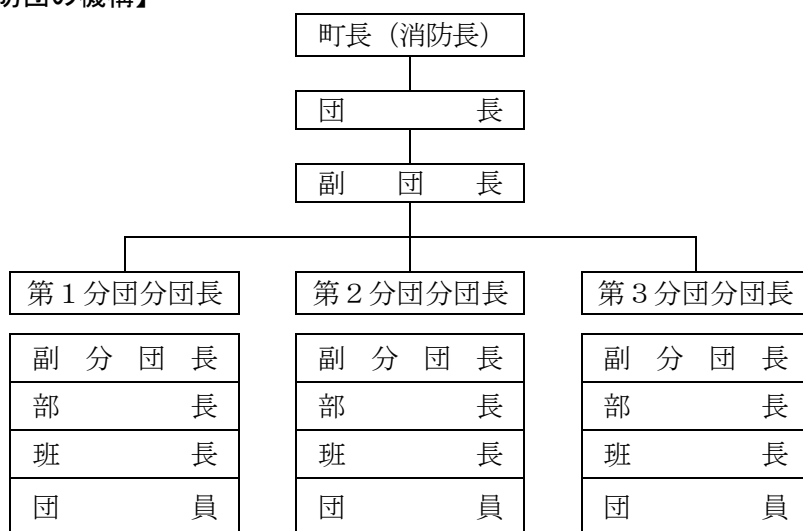
オ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

7 人命救助活動

災害発生時の人命の救助は、他の諸活動に優先して実施する必要があるため、災害事象及び対象物の特殊性を考慮し、各隊の連携及び資機材等の活用を事前に計画し適正な運用を図る。

第2 斑鳩町消防団

【消防団の機構】



第3 救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、町や自主防災組織、住民も救助・救急活動の実施に努める。

1 奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班

(1) 活動の方針

ア 奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊及び自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。

イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

ウ 県警察（西和警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

エ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（治療の優先順位の決定）を実施し、効果的な救急活動を実施する。

オ トリアージ（治療の優先順位の決定）の結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

カ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 活動の要領

ア 重傷・重体者の救出を優先する。

イ 被害拡大の防止を実施する。

ウ 傷病者の救出を実施する。

エ 医療救護所への傷病者の搬送を実施する。

- オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- カ 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

(3) 各関係機関の相互協力

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し、効率的に作業を分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施する。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

2 町及び住民

(1) 救急活動

- ア 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- イ 町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- ウ 町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- エ 町は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 救助活動

- ア 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- イ 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- ウ 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第4 県警察

- (1) 町、消防組合等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- (2) 被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- (3) 警察本部は、被害発生状況等に基づき、災害現場を管轄する警察署へ機動隊等を迅速に派遣する。
- (4) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (5) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第5 行方不明者の捜索

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班（消防部を主体とした救出班を編成する）は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

- (1) 災害の規模等の状況を勘案して、県警察（西和警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関との連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

第8節 医療救護活動

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部医療衛生清掃班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 医療情報の収集・提供活動

民生部医療衛生清掃班は、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告する。また、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 医療救護所の設置・運営

民生部医療衛生清掃班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合
- c 被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 交代要員の確保

(イ) 携帯電話等通信手段の確保

(ウ) 医薬品、医療用資器材の補給

(エ) 医療水の確保

(オ) 食糧、飲料水の確保

(カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

民生部医療衛生清掃班は、医療救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 1 名の計 4 名で 1 班を構成し、適宜薬剤師を加える。また、歯科医療救護班は、歯科医師 1 名、歯科衛生士 2 名、事務職員 1 名の計 4 名で構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

保健医療活動チームの中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

民生部医療衛生清掃班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 医療救護班の業務

派遣された医療救護班は、医療救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- ア トリアージ（治療の優先順位の決定）の実施
- イ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 傷病者に対する応急処置
- エ 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- オ 助産救護
- カ 被災者等の健康管理
- キ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- ク その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

医療救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

町は、医療救護所及び医療機関からの疾病者の救急搬送を奈良県広域消防組合に要請する。

(1) 受入れ病院の選定

民生部医療衛生清掃班との連携のもと、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、奈良県広域消防組合が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務部長は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 広域の後方医療活動

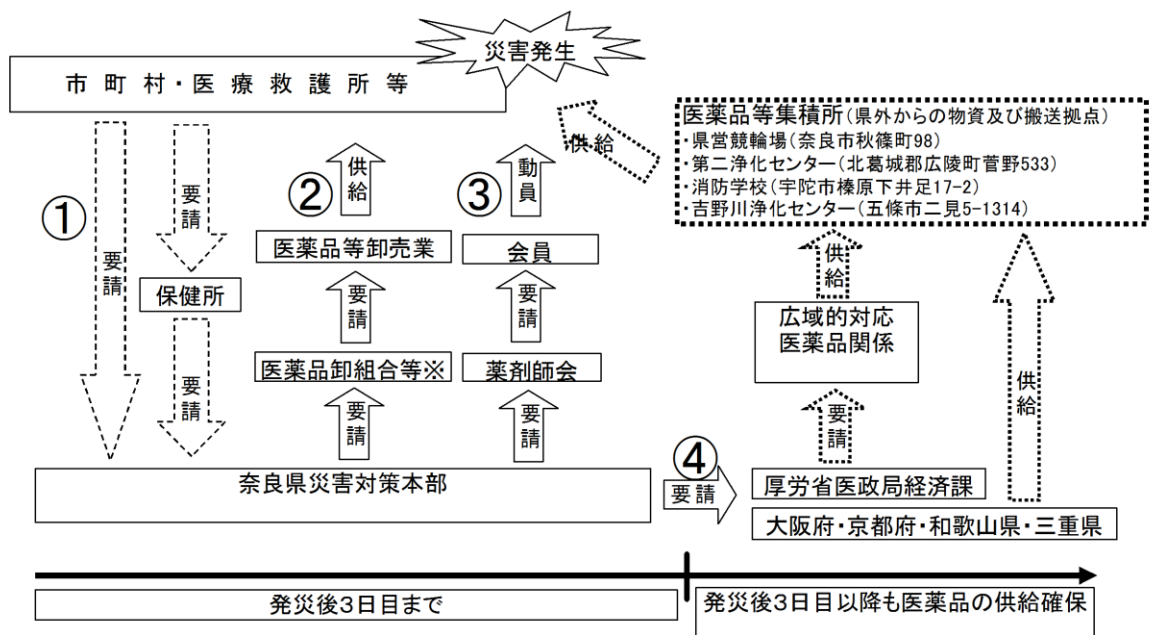
町内医療機関での救急医療活動のほか、医療救護所等での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

第4 医薬品等の調達・確保

民生部医療衛生清掃班は、日本赤十字社奈良県支部、斑鳩町安堵町医師会、斑鳩町歯科医師会、奈良県薬剤師会の西和支部及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

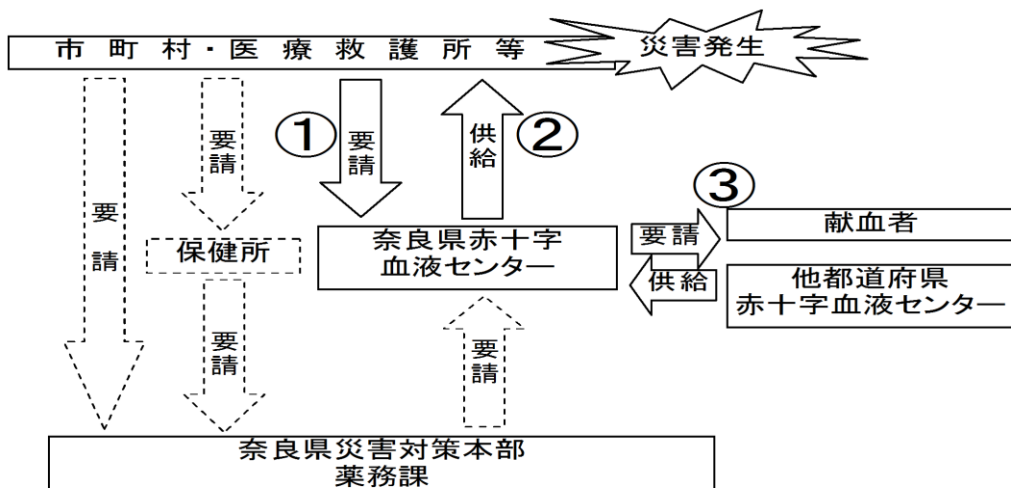
また、不足が生じる場合は、県に対して供給の要請を行う。

1 医薬品等の要請・供給フロー



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

2 血液製剤



第5 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

町及び保健所は、安否及び健康状態が確認された精神障害者について、必要な生活援助の検討、提供を行う。

また、町及び保健所は、サービス事務所等の被害状況を把握し、町は利用可能な施設の活用について検討する。

第6 保健師等による健康管理

町及び保健所は、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

第7 在宅難病患者に関する活動

町は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 保健所、町、訪問看護ステーション等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

3 個別又はチームによる相談支援

- (1) 保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用患者の被災状況の把握と相談
- (2) 保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第9節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等必要な措置を講じる。また、避難にあたっては、要配慮者に配慮したものとする。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・消防部災害活動班・関係機関

第1 避難指示等の実施

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに住民に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。

1 実施機関

避難指示等を行う者は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいなくとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難指示、緊急安全確保の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示、緊急安全確保を発令し、住民への周知を徹底する。

(1) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝 達 方 法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム（L-A L E R T）、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。
留 意 事 項	・避難指示実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

(2) 緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況
伝 達 内 容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝 達 方 法	テレビ放送、ラジオ放送、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、ファクシミリ、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、SNS、災害情報共有システム（L-A L E R T）等を併用する。
留 意 事 項	・緊急安全確保実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める

3 屋内での待避等の安全確保

町長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 避難指示等の連絡

(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示した場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

解除する場合も同様とする。

ア 避難指示等・屋内での待避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員
- オ その他必要事項

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

5 避難路の確保

事業部土木班は、県、県警察（西和警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 実施機関

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施することができる。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
消防職員 又は 消防団員	円滑な消防活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法 第 28 条、第 36条	水害を除く災害全般
水防団長、 水防団員若しくは消防 機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法 第21条	水害

2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定については、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等関係者の意見を聞くための協議会を設置するなどして、関係機関との意見を十分聞くように努める。
- (2) 警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等により明示することで行う。
- (3) 町長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (4) 町長は、県警察（西和警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第3 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に掲行すること。
- (5) 消防職員、消防団員、町の職員、警察官などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 自主避難

一時避難地への住民の避難は、自主避難を基本とする。

3 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 広域避難地及び避難所への住民の避難誘導

消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、一時避難地から広域避難地及び避難所への住民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

4 その他住民の避難誘導

余震による二次災害等、災害対策本部長が住民の避難誘導を行う必要があると認めた場合は、消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、住民の避難誘導を実施する。

5 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、妊産婦など要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。なお、震災時は、徒歩によって避難することを原則とする。

第4 避難所の開設等

- (1) 町長は、災害から住民の安全を確保するため避難指示等を行った場合又は避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路、避難地又は避難所を指定し、住民に周知する。
- (2) 避難所を指定した場合、施設管理者は、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- (3) 町内の避難所に被災者を収容できないとき、町長は、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。なお、他地域への移送を要請したとき、町長は、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第10節 二次災害の防止

余震等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・農林班・庶務班・関係機関

第1 公共土木施設等

二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

事業部土木班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の緊急点検を実施する。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部総務班を通じて当該道路管理者（近畿地方整備局奈良国道事務所、郡山土木事務所連絡調整班）に通報し、応急措置の実施を要請する。また、総務班は県防災統括室に報告する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

(5) 交通規制

道路利用者の安全確保を図るため、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて、被害箇所・区間における通行の禁止又は制限を実施する。また、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(6) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて国土交通省（近畿地方整備局奈良国道道路事務所）及び県（郡山土木事務所連絡調整班）に対し応援を要請する。

(7) 交通安全施設

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、主要交差点への交通整理員の配置など、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保する。

(8) 情報発信

町は、地震発生時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、生活の混乱防止を図る。

(9) 林道

県、町及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

(10) 農道

町及び農道管理者は、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立ち入り制限を実施する。さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

2 河川、水路、ため池

事業部土木班・農林班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務部総務班を通じて当該施設管理者（郡山土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

事業部土木班は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。

(2) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の要請

土砂災害の危険箇所等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

(3) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部総務班を通じて国土交通省（大和川河川事務所）、県（郡山土木事務所）、県警察（西和警察署）、隣接行政機関、西日本旅客鉄道株式会社などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（郡山土木事務所、消防防災課）に対して行う。

(6) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

4 公園、緑地

事業部土木班、庶務班は、公園、緑地の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い、情報の収集に努める。

(2) 他の公園管理者への通報

町管理以外の公園、緑地が被災した場合は、総務部総務班を通じて当該公園管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。

(5) 応急措置

公園、緑地は、震災時の避難地・避難路として使用されることがあるため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難地へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

第2 建築物

二次災害防止のため、事業部土木班は、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、県とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 公共建築物

被害状況を早期に把握し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 被災建築物危険度判定

被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ県、奈良県建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、町職員である被災建物危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(1) 応急危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、必要に応じ、県、奈良県建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定

町は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施に当たっては、必要に応じ県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

また、町は、危険度判定士の協力を得つつ、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

第4 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 危険物施設

消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

(1) 施設の管理者が実施する対策

ア 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか町、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 下流での水道水源の有無
- ④ 現状及びその時点での対応状況

イ 消防活動及び被災者の救出救助

ウ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 高圧ガス貯蔵施設

高圧ガス事業者は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

(1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請および関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。
また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。
- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

3 火薬類貯蔵施設

町及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

(1) 事業者の応急措置

- ア 事業者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（町）に連絡する。
- イ 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
搬出に際して、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- エ 製造所においては、作業員の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- オ 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- カ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

(2) 消費者の応急措置

- ア 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（町）に連絡する。
- イ 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、作業員等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- エ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

(3) 消防機関（町）の対策

- ア 消防活動及び被災者の救出救助
- イ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ 避難誘導
- エ 周辺住民に対する広報を行う。

4 毒物・劇物保管施設

(1) 事故発生の場合の応急措置

- ア 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- イ 町
 - ① 周辺住民に対する災害発生の広報活動

第5 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

町及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第11節 緊急輸送活動・交通規制

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報財政班・民生部救護厚生班・事業部土木班・関係機関

第1 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食糧及び水等生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 被害状況の把握

1 道路施設の点検

事業部土木班及び事業部庶務班は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路及び緊急交通路を中心に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

2 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、道路施設の点検結果を県及び県警察（西和警察署）に報告するとともに、町域に流入するその他の道路の状況について、県から情報を収集する。

第3 陸上輸送

道路啓開等によって緊急輸送道路及び緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路及び緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の交通規制

住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のため、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、指定された緊急交通路の中から路線及び区間を定めて、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

(2) 道路啓開

事業部土木班は、必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、緊急輸送道路（町道）の啓開作業を行う。

また、町以外の道路管理者等が行う緊急輸送道路及び緊急交通路の道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて町自らが啓開作業を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務部総務班は、関係各部及び関係機関に対して、交通規制等の状況を連絡する。

(2) 住民への周知

総務部情報財政班は、緊急輸送路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送路の機能を十分に発揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務部総務班は、町が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし民生部医療衛生清掃班、事業部水道班の車両を除く）。

イ 車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げるものとする。

ウ 町が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

- ① 輸送区間及び借上期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- ⑥ その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、票章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を県警察（西和警察署）又は交通検問所に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(3) 車両の運用

ア 総務部総務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部総務班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 輸送基地の確保

陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、県に報告する。

また、施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

資料 3-1-12 町有車両一覧表、資料 3-1-13 緊急通行車両確認申請書

資料 3-1-14 緊急通行車両事前届出書、資料 3-1-15 緊急通行車両確認証明書

資料 3-1-16 緊急通行車両標章

第4 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

・大型ヘリコプター：100m四方の地積

・中型ヘリコプター：50m四方の地積

・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総務部総務班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 総務部総務班は、県、県警察（西和警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

民生部救護厚生班は、県と連携するとともに、県警察（西和警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第5 交通規制等

県公安委員会、県警察（西和警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び県警察（西和警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2 道路管理者による交通規制

県警察（西和警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、事業部土木班は総務部総務班を通じて、郡山土木事務所、県警察（西和警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 県公安委員会、県警察（西和警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して、緊急交通路における、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。

また、措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

さらに、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じることができる。

5 相互連絡

総務部総務班は、郡山土木事務所、県警察（西和警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 迂回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切な迂回路を選定して確保する。

7 交通規制の標識等の設置

事業部土木班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8 広報

総務部情報財政班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、県警察（西和警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

10 放置車両等に対する措置

放置車両等については、以下の措置を実施する。

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、(1)の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- (3) 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに(1)の措置を実施する。

11 積雪に伴う大規模な立ち往生に対する措置

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、関係機関が相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

第12節 避難所の開設・運営

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部救護厚生班・教育部教育総務班・教育部社会教育班・関係機関

第1 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設し、その旨を住民に周知する。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、町の職員を避難所に派遣する。

1 避難所の開設基準

- (1) 震度6弱以上の地震を観測し、多数の避難者が予測される場合は、あらかじめ選定した避難所全てを開設する。
- (2) 震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

2 避難収容の対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 避難指示等が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 避難所の開設方法

施設管理者は、各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

- (1) 震度6弱以上の地震を観測した場合
施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ、安全確認後開設する。
- (2) 震度5強以下の地震を観測した場合
施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行い、総務部総務班から開設指示があった場合は、避難所を開設する。

4 臨時の避難所

避難所以外に臨時に避難者を収容する施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、教育部社会教育班から職員を派遣して開設し、開設後は、避難所と同等に扱う。

- (1) 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。
また、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。

- (2) 避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して避難所に避難するよう指示するが、避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。
- (3) 上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テント等の使用も考慮する。

5 県への報告

総務部総務班は、直ちに以下の避難所開設の状況を知事に報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第2 避難所の管理・運営

教育部社会教育班は、施設管理者の協力を得て、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

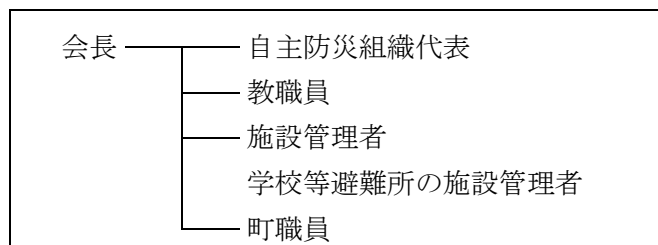
また、被災住民を早期に収容するため、避難所ごとに自治会・町内会の自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応することも考えられる。さらに、学校などの避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める必要がある。

(2) 斑鳩町避難所運営マニュアル

被災者を早期に収容し円滑な運営を行うため、事前に斑鳩町避難所運営マニュアルを管理・運営の主体となる自主防災組織等に配布するとともに、斑鳩町避難所運営マニュアルに基づいた訓練を日頃から避難所単位で実施するなどの指導を行い、住民主体の管理運営体制の確立を図ることを検討しておく必要がある。

避難所運営委員会編成例

斑鳩町災害対策本部 ——— ○○避難所運営委員会



避難所運営委員会の班構成編成例

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設、情報収集・伝達、 備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡、 搬送補助、保健対策等
	食糧物資班	貯水状況の確認・管理、配布、備蓄食糧の配布、 救援物資の收受・保管・配布等

3 ボランティアの役割

町は、避難所の避難者数や避難者のニーズ等の情報を提供し、避難所の運営支援のためボランティアの派遣を求めるなど、災害ボランティアセンターと連携して避難所の運営にあたる。

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理・運営の留意点

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

(2) 食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食糧、生活必需品、その他物資の必要数を総務部情報財政班を通じて民生部食糧班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取った場合は、民生部救護厚生班が住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(3) 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

(4) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、高齢者や障害者、女性、子どもなど多様な視点への配慮、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、相談窓口の設置（女性相談員の配置に努める）など生活環境の整備に努める。

(5) 要配慮者への配慮

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を総務部情報財政班を通じて民生部食糧班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について民生部医療衛生清掃班と協議する。

オ 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう民生部救護厚生班と協議する。

(6) 避難所運営の留意事項

避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

ア 避難者による自主的な運営

イ 避難所の運営における女性の参画

ウ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティの視点に対する配慮

エ 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ

オ 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

キ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

(7) 感染症対策

ア 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

イ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(8) 熱中症対策

気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(9) 防犯対策

男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(10) 保健衛生管理

ア 仮設トイレの速やかな設置に努める。

イ 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

ウ 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

(11) 入浴施設の設置

入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

※性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

資料 3-1-17 避難者カード、資料 3-1-18 避難者名簿

第3 避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 総務部総務班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を総務部総務班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 避難所を閉鎖した場合、総務部総務班はその都度、知事に報告する。
- (4) 町は、県や事業者と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅のあっせん、被災住宅の応急修繕を行うなど、避難所の早期解消に努める。

第4 在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、避難所において食糧や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食糧数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を要請する。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《担当部・機関》

民生部救護厚生班・関係機関

第1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、50世帯以上の場合
- (2) 区域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が25世帯以上の場合
- (3) 区域の滅失世帯数が7,000世帯以上の場合において、町域の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生した災害で救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町域の被害世帯数が多数の場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき

【厚生労働省令で定める基準】

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）	世帯 1世帯	=	滅失世帯 1世帯
半壊（半焼）	世帯 2世帯	=	滅失世帯 1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な	世帯 3世帯	=	滅失世帯 1世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 適用申請手続

町長は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。また、知事は、町長から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

2 報告を必要とする災害

町は、おおむね次に定める程度のものはすべて県に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、町長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の権限の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 救助の応援

災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合、町は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努める。

第6 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」（資料編 資料3-2-1参照）に示すとおりである。ただし、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を受けた上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてさしつかえない。

第7 救助実施状況の報告

1 発生報告

災害発生直後に報告する。町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

2 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告開始。救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

3 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

4 報告に当たっての留意事項

- (1) 緊急を要するもの又は特に指示した事項については、2にかかわらず速やかに報告する。
- (2) 緊急の報告手段としては電話又はファクシミリとする。ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

資料 3-2-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

資料 3-2-2 災害救助法様式

第2節 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

《担当部・機関》

県・総務部情報財政班・民生部救護厚生班・民生部食糧班・事業部水道班・住民

第1 物資の備蓄に関する県、町、住民の役割分担

- (1) 住民は、1週間分の食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）を備蓄するよう努める。また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- (2) 町は、被災住民等に対する食糧品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、町は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び町の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は町へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

町は、被災住民への物資の供給を実施するため、県と迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 町は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 町は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- (3) 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

事業部水道班は、地震発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

- (2) 県と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。なお、県は県域に震度5弱以上の地震が発生した場合には市町村と協力して、速やかに奈良県水道震災対策中央本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、照合調整、指示、支援を行う。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

事業部水道班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 目標量

災害発生から3日以内は1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを目標として供給し、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させるものとする。

災害発生から の日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

(2) 給水方法

ア 給水拠点における給水

配水池を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

避難所、病院、学校等で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点として給水を実施する。

ウ トラックによる給水

避難所、病院、診療所、産院等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、アクアパック等による給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 家庭用水の供給

県の指示に基づき速やかに家庭用水の供給を実施する。

3 広報

総務部情報財政班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

- (1) 手段
 - ア 広報車
 - イ 広報紙
 - ウ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）
 - エ 自治会
 - オ インターネット、SNS
 - カ 防災情報メール
- (2) 広報内容
 - ア 給水時間及び給水場所
 - イ 断水の解消見込み
 - ウ その他必要な情報

4 応援要請

町単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、次の事項を可能な限り明らかにして、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、浄水用薬品及び水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要事項

資料 3-2-3 上水道施設・能力等

第4 食糧の供給

避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 被災によって調理ができない者
- (3) 旅行者、町内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

2 必要量の把握

民生部食糧班は、食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

3 食糧の確保

民生部食糧班は、供給計画に基づき、備蓄食糧や調達によって確保する。

- (1) 備蓄食糧
 - 町が保有する災害用備蓄物資は、資料3-2-4 防災備蓄品一覧表 のとおりである。
- (2) 調達食糧
 - 協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において食糧の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、近畿農政局（奈良地域センター）、日本赤十字社奈良県支部に応援を要請した場合は、県に報告する。

4 供給方法

- (1) 民生部食糧班は、自主防災組織、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。
- (2) 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。
- (3) 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

5 炊き出しの実施

民生部食糧班は、必要に応じて炊き出しを実施する。

- (1) 炊き出しの方法
 - ア 炊き出しは日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て実施する。
 - イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。
 - ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。
- (2) 炊き出しの場所

炊き出しは、既存の給食施設等を利用して実施する。なお調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

【町内の給食施設】

施設名	区域	炊き出し能力	器材等の整備状況
斑鳩町立小・中学校 保育所	町内全般	4,000人	常時生徒、園児に給食を行っているため整備が常に行われている。

第5 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) タオル、石鹸等の日用品
- (3) ほ乳瓶
- (4) 衛生用品
- (5) 炊事道具、食器類
- (6) 光熱用品

- (7) 医薬品等
- (8) 要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

3 必要量の把握

民生部食糧班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

4 生活必需品の確保

民生部食糧班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

町が保有する災害用備蓄物資は、資料3-2-4 防災備蓄品一覧表のとおりである。

(2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

5 供給方法

- (1) 民生部食糧班は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、迅速に生活必需品を供給する。
- (2) 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。
- (3) り災地までの物資の輸送は民生部救護厚生班が行う。
- (4) 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。
なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

資料 3-2-4 防災備蓄品一覧表

6 物資集積場所

緊急物資の集積場所は斑鳩中央体育館とする。

第3節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生部医療衛生清掃班・関係機関

第1 防疫活動

民生部医療衛生清掃班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法・予防接種法）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

1 消毒（感染症法第27条）

感染症法第27条に基づき、被害の状況によって、家屋、便所、その他必要な場所を消毒する。

2 ねずみ族、昆虫の駆除（感染症法第28条）

感染症法第28条に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 感染症の予防（予防接種法第6条）

民生部医療衛生清掃班は、予防接種法第6条に基づき、感染症等を予防するため必要がある場合は、臨時に予防接種を実施する。

民生部医療衛生清掃班は、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合、直ちに県（郡山保健所）と連携を図り、予防措置を行う。

4 避難所等の防疫指導

避難所等における防疫活動を実施し、手洗い等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

5 器具、器材、薬品等の調達、確保

噴霧器、運搬器材、薬品その他については、在庫量を確認のうえ不足分を補充する。器具、器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

6 応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総務部総務班を通じ管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

7 報告

郡山保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

8 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部総務班及び郡山保健所を経て県に提出する。

第2 食品衛生管理

民生部医療衛生清掃班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、郡山保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

郡山保健所は、食中毒の防止に万全を期する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検疫
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

民生部医療衛生清掃班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により、県に支援を要請する。

第3 保健維持活動

町は、県と連携し、被災者の健康状態や栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療など、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 避難所等における車中泊者に対して、エコノミークラス症候群を防止するための適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医や精神保健福祉士等による精神科救護所の設置を検討する。

第4 環境保全対策

医療衛生清掃班は、災害発生後、環境省や県等と連携し、災害に伴う有害物資の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

1 対象とする環境汚染の種類等

- (1) 対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動とする。
- (2) 対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とする。

2 環境汚染対策

- (1) 初期情報収集及び現地確認
関係部局、関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、現地確認を行う。
- (2) 災害時の環境汚染モニタリング体制の整備
環境省及び県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

3 環境保全措置

- (1) 工場等に対する一般的措置
各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。
- (2) 保全対策の基本方針
発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じる。
- (3) 災害復旧に伴う環境保全
 - ア 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策
 - (ア) 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止するために必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、必要に応じて文書により要請する。なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。
 - (イ) 適宜現場パトロールを行い、(ア)の遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。
 - イ 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策
 - (ア) 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。
 - (イ) 処理施設等（焼却施設、破碎施設、最終処分等）の設置にあたっては、必要な公害防止施設を設置する。
 - (ウ) 施設の稼働にあたっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。
 - (エ) 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。
 - ウ 交通量の増加に伴う自動車公害対策
交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

第5 愛玩動物の収容対策

被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、放浪動物の保護収容等を実施する。

1 飼育者の責務

愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物の対策

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

- (1) 放浪している愛玩動物の収容対策
- (2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第4節 要配慮者等の支援対策

町は、社会福祉協議会や福祉施設事業者と連携して、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・民生部救護厚生班

第1 要配慮者の被災状況の把握等

民生部救護厚生班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 町は、災害発生直後には、避難支援等関係者、地域住民、ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要配慮高齢者、障害者、その他の要配慮者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

その際、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別避難計画）に基づき、避難誘導を行う。なお、名簿の取扱い及び関係機関との情報共有にあたっては、個人情報への配慮に十分留意する。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 安否情報の提供

町は、町域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）について照合があった時は、回答することができる。なお、安否情報を回答する場合は、安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3 安否情報の内部利用

町は、上記2の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたっては特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

4 被災者情報の入手

町は、上記2の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認められる場合は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

5 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

6 県への報告

町は、要配慮者の被災状況を調査したときは、以下の事項について速やかに県に報告する。なお、全ての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告する。

- (1) 避難所等に避難している者
- (2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者を除く）
- (3) 被災地域の在宅者
- (4) 被災地域の施設入所者及び施設等

第2 被災した要配慮者への支援活動

民生部救護厚生班は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 避難誘導等

- (1) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

2 避難所到着後の対応

- (1) 要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。
- (2) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。
- (3) 必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。

3 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

4 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

5 要配慮者の施設への緊急入所等

町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

6 食糧及び日常生活用品の供給

- (1) 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食糧の確保に努める。
- (2) 代替食糧の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- (3) 乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。
- (4) 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。
- (5) 県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布するものとし、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- (6) 日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

7 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

8 広域支援体制の確立

民生部救護厚生班は総務部総務班を通じて、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

9 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

第3 帰宅困難者支援

情報財政班は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

また、企業や集客施設や公共交通機関等の事業者は、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 町の対応

(1) 情報提供

帰宅困難者に対して、西日本旅客鉄道株式会社と協力して駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供するとともに、観光客に対して、観光アプリを活用して町の指定避難所に誘導する。

(2) 観光客の安否確認及び避難誘導

ア 警察・消防局と情報を交換し、ボランティア団体、マスコミ、宿泊施設の責任者、観光地の従業員等と協力して、観光客の安否を把握する。

イ 主な駅（JR奈良駅、近鉄奈良駅等）や観光地（社寺等）等に避難している人員等を駅事務室、社務所、寺務所、消防局、警察と情報交換し把握する。

ウ 宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

(3) 応急食糧・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握して町の担当部及び班を通じ、必要量の応急食糧、飲料水、毛布等を提供する。

(4) 徒歩帰宅者への支援

帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、協定に基づき帰宅困難者支援「協力店舗」のステッカーを表示した災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア等）において、次のような支援を行うこととなっている。

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図による道路の情報、ラジオで知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

2 企業等の対応

(1) 企業等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

(2) 企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

(3) 集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第5節 ライフラインの確保

ライフライン・放送に関わる事業者は、地震によって途絶したライフライン施設、放送施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・事業部庶務班・事業部水道班・事業部庶務班・関係機関

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者等は、地震観測後、速やかに施設設備の被害状況を調査し、町及び県に報告する。

第2 上水道施設（町、県）

上水道施設に被害が生じた場合は、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急措置

事業部水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、総務部情報財政班に報告する。

また、必要に応じ総務部総務班を通じて、県、奈良県広域消防組合、県警察（西和警察署）に通報するとともに、総務部情報財政班と連携して、付近住民に周知する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 事業部水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 事業部水道班は、応急給水・復旧活動等に必要な情報収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (3) 事業部水道班は、給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (4) 事業部水道班は、断水区域の早期解消を図るため、配水池に近い箇所から応急復旧を順次行う。
- (5) 事業部水道班は、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (6) 事業部水道班は、被災状況等によっては、協定や要請に基づき応援を要請する。

3 広報

事業部水道班は、総務部総務班を通じて、被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第3 下水道施設（町、県）

下水道施設に被害が生じた場合は、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急措置

(1) 緊急調査

事業部庶務班は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体に支援を要請する。

2 応急復旧

事業部庶務班は、応急復旧を実施する。

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。被害の状況によっては最低限の処理をして放流する。また、燃料、消化ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。
- (3) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (4) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の市町村に応援を要請する。

3 広報

事業部庶務班は、総務部総務班を通じて、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第4 電力供給施設

電力供給事業者は、電力供給施設に被害が生じた場合は、応急供給に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

第5 ガス供給施設

ガス供給事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。また、災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

第6 電信電話施設

電信電話事業者は、災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、実施するものとする。

第7 鉄道施設

鉄道事業者は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第6節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。なお、応急住宅の仕様については、高齢者、障害者など要配慮者に配慮する。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班

第1 住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

1 除去の対象者

- (1) がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- (2) 自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

消防機関及び事業部土木班は、協定業者等の協力のもと除去作業を実施する。

3 除去の範囲

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

4 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あつせんできない場合は、総務部総務班を通じ県へ応援を要請する。

第2 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて応急修理を実施する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災住宅の応急修理は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 応急修理の対象者

- (1) 住家が半壊、半焼又は床上浸水し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- (2) 自らの資力をもってしては応急修理ができない者

3 修理作業

事業部土木班は、県のあつせんする建設業者が実施する修理作業に協力する。

4 修理の範囲

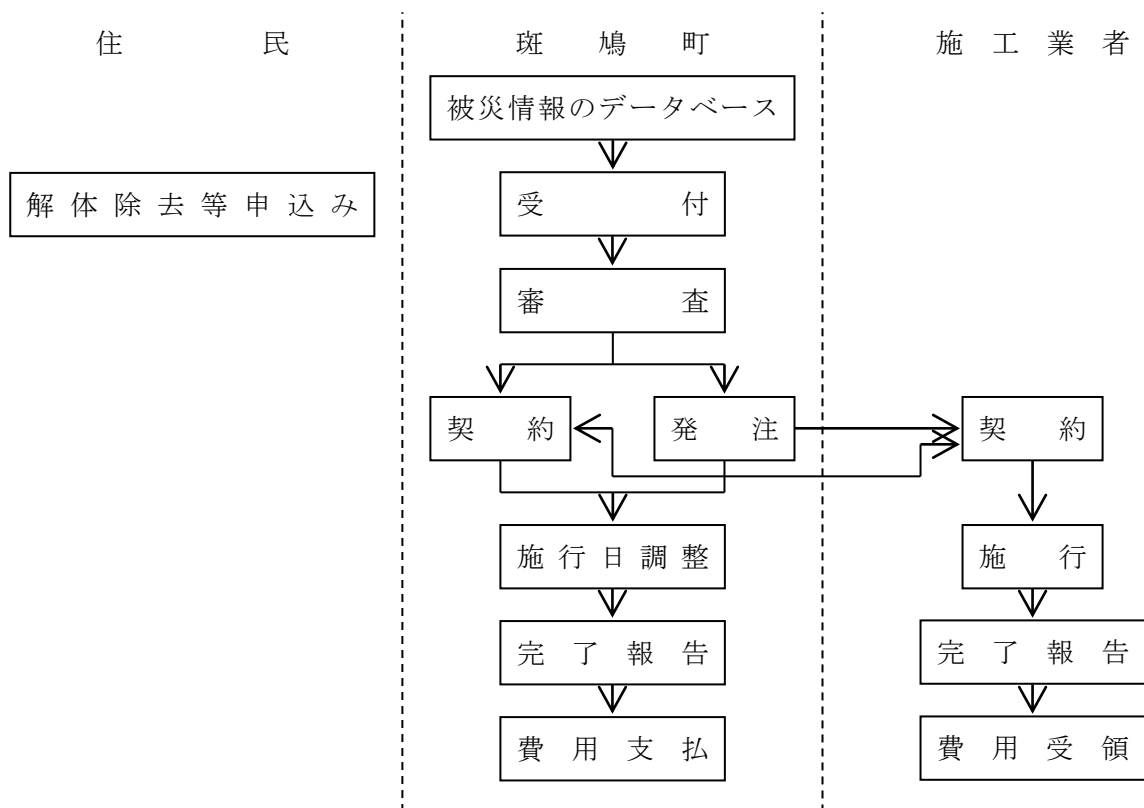
居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

5 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第3 被災家屋の解体

国が被災家屋の解体に関して特別の措置を講じた場合で、町に解体・除去等を委任された場合は、事業部土木班は、次のように実施する。



第4 応急仮設住宅の建設

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて応急仮設住宅を設置する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 入居対象者

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、町が県から委任を受け、以下の基準に沿って選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施する。

- (1) 住家が全壊（全焼・流失）した者
- (2) 居住する家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

3 応急仮設住宅建設用地

事業部土木班は、総務部総務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

4 高齢者や障害者等への配慮

- (1) 高齢者や障害者等の入居を優先的に行う。
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の供給に配慮する。
- (3) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

5 着工時期

災害発生より20日以内とする。

6 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

7 応急仮設住宅の管理

事業部土木班は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入に配慮する。

第5 公営住宅等への一時入居

事業部土木班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の一時使用の措置を講じる。

第6 民間賃貸住宅の借上げ

事業部土木班は、応急仮設住宅戸数が不足する場合には、必要に応じて民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

事業部土木班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 家屋の被害認定調査

町は、被災者支援策と関連する「り災証明書」の早期発効のため、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、実施する。

1 情報の収集

建物等の被害状況を調査、情報収集し、建物等被害の予測を行う。

2 調査体制の構築

県、他市町村及び建築士会等関係団体の協力を得て、調査員及び調査備品等を確保し、調査体制を構築する。

3 調査方法

第1次調査として外観目視による調査を実施し、被災者から申請があった場合は第2次調査として外観目視及び内部立入による調査を実施する。

ただし、状況に応じ第1次調査を省略し、第2次調査を実施することができる。

4 再調査

(1) 再調査の実施

り災証明の判定結果に不服のあった家屋及び被害認定調査ができなかった家屋について、被災者の申出に基づいて再調査を実施する。

(2) 再調査の申出期間

再調査の申出期間は、災害の発生からおおむね3か月の期間とする。

第7節 農林関係応急対策

地震が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

《担当部・機関》

事業部農林班・関係機関

第1 農業用施設

事業部農林班、土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- (1) 事業部農林班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- (2) 土地改良区等は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

1 災害対策技術の指導

事業部農林班は、県及び奈良県農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

2 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

事業部農林班は、必要に応じて、県に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんでんを依頼し、その確保を図る。

第3 畜産

事業部農林班は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第4 林産物

事業部農林班は、県との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第8節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《担当部・機関》

教育部教育総務班

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、町の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

1 防災体制に関する内容

- (1) 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- (2) 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- (3) 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

2 安全点検に関する内容

- (1) 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- (2) 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- (3) 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

3 防災教育の推進に関する内容

- (1) 防災教育の推進及び指導計画の作成
- (2) 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

4 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- (1) 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- (2) 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）
- (3) 児童・生徒等の安否確認
- (4) 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

5 緊急時の連絡体制及び情報収集

- (1) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- (2) 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- (3) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

6 学校等が避難所になった場合の対応

- (1) 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- (2) 施設開放区域の明示
- (3) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 緊急措置

1 校内で地震を観測した場合

- (1) 校園長は、幼児、児童、生徒等の安全を確認し、校園施設の被害状況、周辺の状況等を迅速に把握し、教育委員会へ報告する。
- (2) 施設に火災や倒壊等のおそれがあり、幼児、児童、生徒、教職員等に危険が及ぶと判断したときは、速やかに安全な避難場所へ避難誘導する。
- (3) 非常持ち出し品の搬出を指示する。
- (4) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

2 登下校時に地震を観測した場合

- (1) 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- (2) 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
- (3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

3 学校行事（校外）で地震を観測した場合

- (1) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
- (2) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- (3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

4 勤務時間外に地震を観測した場合

- (1) 校園長並びに非常招集した教職員は、直ちに校園施設の被害状況及び周辺状況を把握し、教育委員会へ報告する。
- (2) 非常招集した教職員は、幼児、児童、生徒等や教職員の安全確認を電話やファクシミリ等の方法によって確認する。
- (3) 各校園の動員計画に基づいて、所定の教職員を招集し、応急措置を実施する。

5 報告

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (2) 公立の高等学校は、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第3 校園の応急対策

教育部教育総務班は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- (1) 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (4) 破損等により使用不能の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・事業に支障のないよう調整に努める。
- (5) 校園が避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

第4 応急教育の実施

教育部教育総務班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 応急教育への対応

- (1) 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。
災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
- (2) 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談のうえ、応急教育実施の時期を決定する。
- (3) 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。

3 児童・生徒等及び保護者への対応

- (1) できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

- (2) 休講や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (3) 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

4 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、夏期休業日を利用する振替授業やできるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

5 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育部教育総務班において操作する。
- (3) 教育部教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

6 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

7 転校措置

児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

8 健康管理

教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒や教職員の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 就学援助等

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 就学援助等に関する措置

教育部教育総務班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

教育部教育総務班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第6 給食の応急措置

学校長は速やかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。

- (1) 学校給食に必要な要員の確保、施設整備の稼働に必要な措置及び給食物資の調達に努める。
- (2) 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努める。
- (3) 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するように努める。

第9節 文化財の応急対策

教育部社会教育班は、文化財保護法等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を町教育委員会を経て県文化財保存課に報告する。また、県文化財保存課からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

《担当部・機関》

教育部社会教育班

第1 災害発生の通報

- (1) 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに町教育委員会を通して、県文化財保存課へ報告するものとする。なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は町教育委員会を通して、その旨を県文化財保存課に報告する。
- (2) 町教育委員会より報告を受けた県文化財保存課は、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査・復旧対策

- (1) 町教育委員会より報告を受けた県文化財保存課は、通報受理後、係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
- (2) 現地調査の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 被害状況の結果をもとに、県文化財保存課は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行うものとする。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受けるものとする。

第10節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部医療衛生清掃班・事業部土木班・事業部庶務班・事業部水道班
関係機関

第1 し尿処理

民生部医療衛生清掃班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿処理業者と協力し、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県へ報告する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所／1,000世帯

仮設トイレ設置台数：1台／100人（後続対応）

1台／250人（災害発生直後の初動期対応）

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 収集・処理

- (1) 処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。
- (2) し尿収集については、被災地域、避難所、避難者収容施設を優先に行う。

5 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (2) 支援を必要とする場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

第2 ごみ処理

民生部医療衛生清掃班は、斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

ごみ処理に必要な情報を把握し、県へ報告する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

2 ごみ処理対策

地震にともない発生したごみを、なるべく早く収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、埋め立て、若しくは焼却処理する。

3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (2) ごみの分別は可燃ごみ、剪定枝葉・草類、不燃ごみ、有害・危険なごみ、粗大ごみ、その他プラスチック類、ビン類・缶類、ペットボトルの9種類8分別とする。

4 処理

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、ごみ等の発生状況
- (2) 支援を必要とする場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要となる情報を把握し、県に報告するとともに、応急対策を実施する。

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・処理等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 住宅関連のがれき処理

民生部医療衛生清掃班は、住宅障害物の除去、被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生したがれきを、速やかに処理する。

3 公共施設上のがれき処理

(1) 主要道路上のがれき処理

事業部土木班は、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしているがれきを除去・処理する。

(2) 河川関係のがれき処理

事業部庶務班は、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

(3) 鉄軌道上のがれきの処理

各鉄道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

4 がれき処理上の留意事項

民生部医療衛生清掃班及び関係機関は、がれきの処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (3) がれきの適正な選別・保管・処理を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(4) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

5 除去したがれきの処理

(1) 多量のがれきが発生した場合は、総務部総務班と調整のうえ、公共地等を臨時集積地として選定する。

(2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者によって処理する。

(3) 搬送したがれきについては、民間業者に処理を委託する。

6 応援要請

民生部医療衛生清掃班は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

(1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(2) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(4) その他必要な事項

(5) 連絡責任者

7 支援

被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(1) がれき等の処理（収集、運搬等）

(2) がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(3) がれき等の処理に必要な職員等の派遣

第4 死亡動物対策

民生部医療衛生清掃班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

死亡動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

(1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。

(2) 死亡動物を収集・処理する。

第5 廃棄物処理施設の復旧

民生部医療衛生清掃班は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合には県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬

県警察（西和警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生部救護厚生班・民生部医療衛生清掃班・関係機関・住民・自主防災組織

第1 初期活動

地震観測後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第2 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（西和警察署）に連絡する。
- (2) 県警察（西和警察署）は、遺体検視その他所要の処理を行った後、医師が検案、死体検案書を発行し、関係者（遺族又は民生部救護厚生班）に引き渡す。
- (3) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

2 遺体の収容

民生部救護厚生班は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

- (1) 遺体収容所の開設
遺体収容所は、学校等の敷地、町内寺院等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- (2) 収容
警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、民生部救護厚生班及び県警察（西和警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所に収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

第3 遺体の処理

民生部救護厚生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

- (1) 遺体の処理範囲
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
- (2) 資機材等や車両の調達
 - ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、県警察（西和警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引取り

ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

(1) 遺体処理台帳

(2) 遺体処理支出関係書類

4 応援要請

遺体の捜索・処理について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

(1) 捜索・処理の区別及びそれぞれの対象人員

(2) 捜索地域

第4 遺体の埋火葬

民生部医療衛生清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

(1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。

(2) 町内の火葬場で対応できない場合は、総務部総務班を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

(3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が確保する。

(4) 身元が判明しない遺体は、町長の判断に基づき民生部救護厚生班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を埋火葬する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋葬・火葬台帳
- (2) 埋葬・火葬支出関係書類

4 応援要請

遺体の火葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 火葬等施設の使用可否
- (2) 必要な搬送車両の数
- (3) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第5 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

町は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第12節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部救護厚生班・関係機関

第1 ボランティアの受入れ

奈良県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県社会福祉協議会、斑鳩町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアセンターの設置

町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

(2) 活動内容

関係各部署は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

(3) 人材の確保

総務部総務班は、各部署が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、斑鳩町社会福祉協議会に連絡する。

(4) 受入れ窓口の開設

民生部救護厚生班は斑鳩町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(5) ボランティア保険への加入

斑鳩町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

総務部総務班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

民生部救護厚生班は、総務部総務班との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部総務班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

- ア ボランティアコーディネーター
- イ アマチュア無線技師
- ウ 土砂災害の危険度判定技術者、一級建築士
- エ 航空機、船舶、特殊車両の操縦、運転の資格者

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部総務班が行う。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分

民生部救護厚生班は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

- ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。
- イ 義援金の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は各部長とする。

- イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。
- ウ 県から配分される義援金は、県の配分委員会の方針に準じて、速やかに被災者に配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

民生部救護厚生班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

- ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。
- イ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ウ 救援物資の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- エ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

(ア) 受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）

(イ) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

(ウ) 複数の品目を梱包しないこと

(エ) 腐敗する食糧は避けること

(オ) 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

(2) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、民生部食糧班と連携のうえ実施する。

(3) 救援物資の搬送

- ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3 海外からの支援の受入れ

総務部総務班は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

- (1) 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第13節 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・関係機関

第1 警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

また、県警察は、必要な特科隊を編成し、各種犯罪の予防、検挙及び取り締まり並びに危険物による事故防止活動を実施する。

第2 住民への呼びかけ

町及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

2 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

4 金融機関における預貯金払戻等

(1) 町は県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

- ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。